

滋賀県は障害者雇用を推進しています



令和7年度絵画コンテスト 働くすがた～今そして未来～
高校・一般の部 厚生労働大臣賞
「お客様のために 真心こめて」 石川県 井舟 佑太さんの作品

滋 賀 県



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

好事例①

採用から定着までの流れ（一例）

高等技術専門学校を通じて3か月の実習



本人の適性を確認し、面談を経て採用



働き・暮らし応援センターと連携して、生活面および定着支援の実施



NPO法人子育て・子育てサポート きらきらクラブ

住 所	高島市安曇川町上小川61-3
業務内容	放課後児童クラブの運営
従業員数	70名（うち、障害者3名） 【令和8年1月1日現在】

企業の考え方

健常者や障害者がお互いに育ち合い、尊重し、共存できる環境づくりをミッションとしています。

人は誰も良いところ、強みを持っています。従業員の方には、障害の有無にかかわらず、それぞれの良いところを仕事で最大限発揮していただいています。

障害者が従事する仕事の概要(一例)

- ・放課後児童クラブでの子どもたちのサポート

従業員のコメント

幼い頃、きらきらクラブを利用していました。当時の楽しかった思い出があり、次は指導員としてきらきらクラブに携わりたいと思い、就職を強く希望しました。子どもたちと過ごす時間はとても楽しく、やりがいがあります。

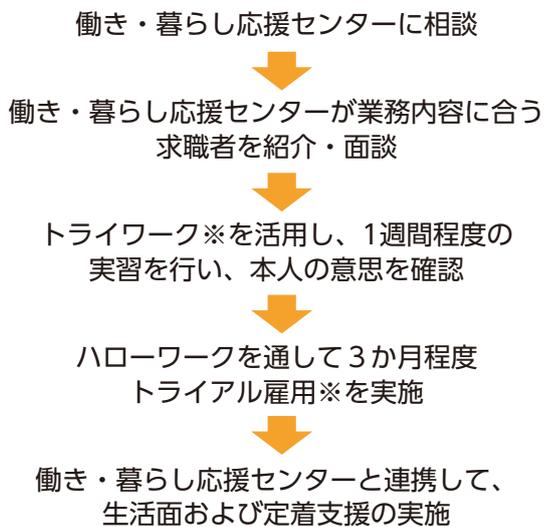
（入社1年目のMさん）

障害者雇用に伴って生じた課題や対応

生じた課題・障害の特性	課題への対応・障害特性への配慮等
コミュニケーションの苦手さ	困ったことがあればすぐにリーダーや同僚に相談できる体制を整え、従業員および子どもたち双方が安心して過ごせるようにしている。
臨機応変な対応の苦手さ	臨機応変な対応が苦手な従業員には、パニックにならないように事前に子どもたちとの関わりについて説明している。一緒に働く従業員との相性にも配慮している。
口頭での指示が通りにくい障害者への指導方法	時間ごとの仕事内容、子どもたちへの接し方について記載したマニュアルを配布し、自分にできることから繰り返し取り組んでもらうことで、身につけてもらっている。指示するときは、できるだけ文字で伝え、口頭で説明するときは、ゆっくりと短い言葉で伝えるよう配慮している。また、チェックリストを活用し、取り組んだ仕事を可視化できるようにしている。

好事例②

採用から定着までの流れ（一例）



クリモトポリマー株式会社 滋賀工場

住 所	高島市マキノ町下開田3-1
業務内容	ポリエチレンパイプ・農畜産資材・異形押出製品の製造
社 員 数	34名（うち、障害者3名） 【令和8年1月1日現在】

企業の考え方

工場では、障害者、外国籍の技能実習生など様々な方が働いています。

障害者だからといって特別扱いはせず、一人ひとりに応じたサポートをしながら仕事を進めています。

また、仕事をする中で心の健康を維持することが大切だと考え、過ごしやすい職場環境づくりや相談しやすい雰囲気づくりに努めています。

障害者が従事する仕事の概要（一例）

- ・製品（パイプ）の二次加工（穴あけ、短管作成、半割れ、製品梱包）

従業員のコメント

危険な作業が多く大変なこともありますが、その分やりがいも大きいです。

人間関係がとてもよく、アットホームな雰囲気があります。上司も話しやすい方で、何でも聞いてくださるので安心して働いています。

（入社3年目のKさん）

障害者雇用に伴って生じた課題や対応

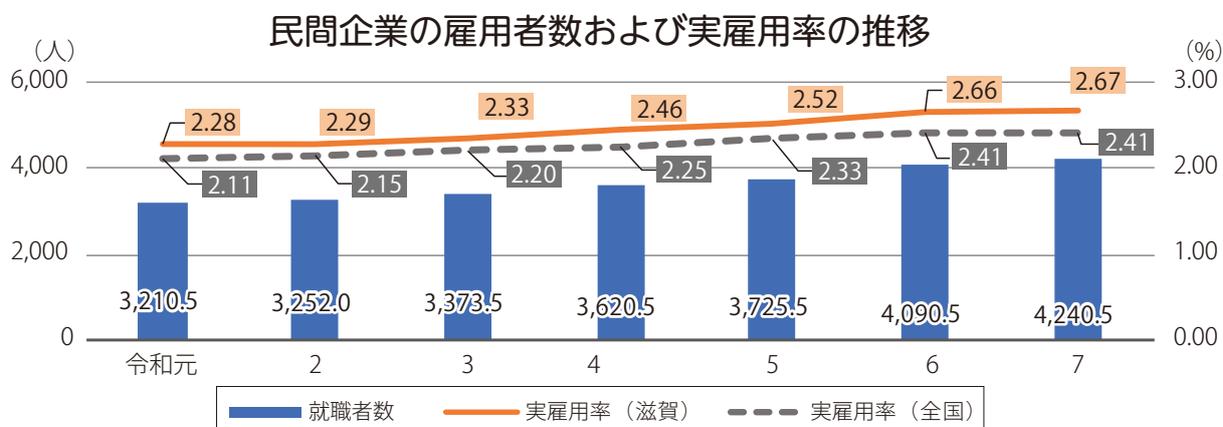
生じた課題・障害の特性	課題への対応・障害特性への配慮等
コミュニケーションが取れない	当日の作業内容の説明等を行う職場内ミーティングを実施し、その際に疑問点などがあれば発言できるようにしている。
働くことに対する自信がない	全員が職場の作業を把握し、誰が休んでも穴を埋められるような体制にしている。 また、1t未満フォークリフト特別教育、QC検定など必要と判断した資格等の取得を促すなど、個々がより進んで行動できるよう誘導し、自信に繋げている。
障害者への指導方法がわからない	個々の進捗状況と理解度を考慮した上で指導を行い、不明点があればその都度確認している。 基本的には個々に任せており、最終チェックを行った際に不具合があればその時に指導するようにしている。
繁忙期に残業できるかわからない	基本的に残業が発生することのないよう段取りと配置を行っている。（残業が発生する場合は従業員の意思を確認の上、できる人にやってもらう）
安全衛生対策が十分でない	各作業前に手順の確認、工具の整理整頓の徹底を中心に行う。 空調服や防寒服の支給、空調機等の設置により、職場環境の安全性を確保している。 作業終了前には作業場の清掃を行い、職場環境整備を自ら行う雰囲気としている。

障害者雇用の状況

○民間企業の雇用状況（令和7年6月1日現在）

雇用者数：4,240.5人（前年比：+150人） 実雇用率：2.67%（前年比：+0.01ポイント）

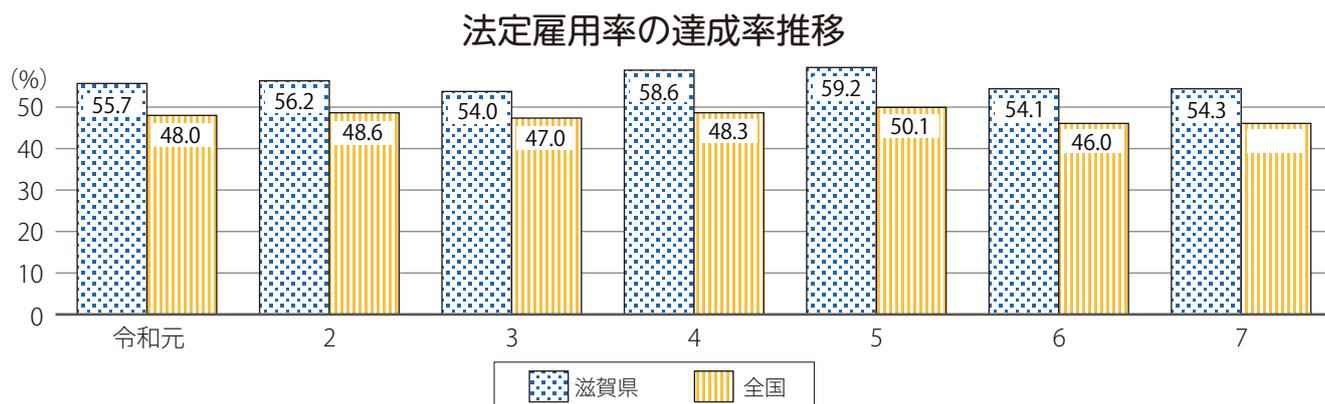
○雇用者数は**16年連続**で**過去最高**を更新。実雇用率は**12年連続**で**過去最高**を更新。



出典：滋賀労働局公表「障害者雇用状況の集計結果」

○民間企業の法定雇用率達成状況（令和7年6月1日現在）

達成率：54.3% 達成企業数：583社

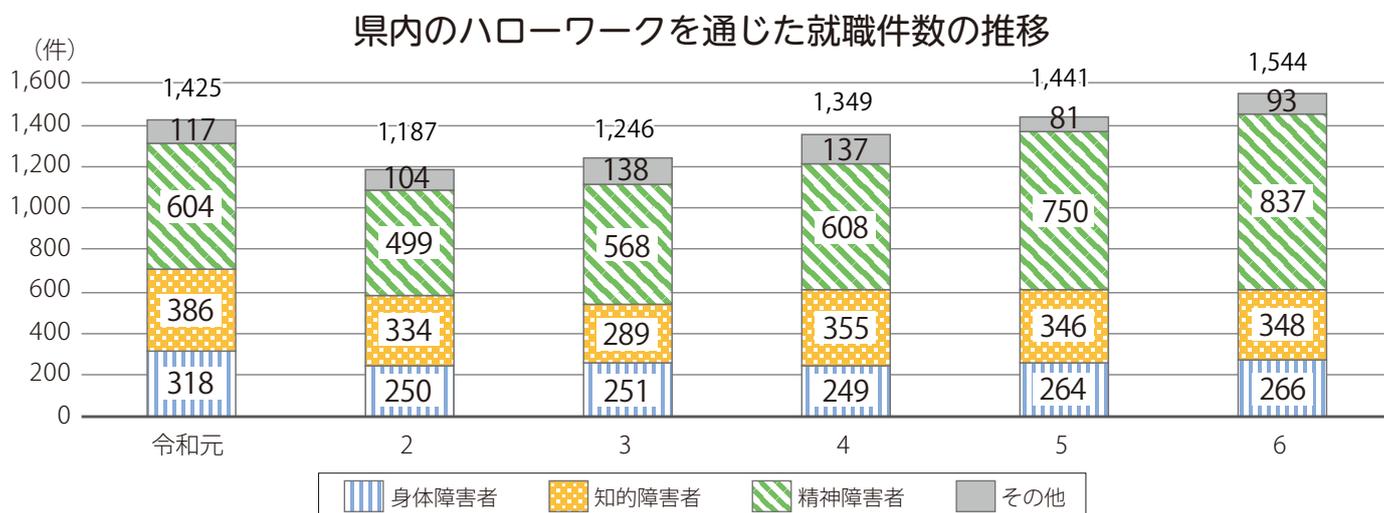


出典：滋賀労働局公表「障害者雇用状況の集計結果」

○令和6年度の県内のハローワークを通じた障害者の就職件数：1,544件

うち身体障害者：266件 知的障害者：348件 精神障害者：837件 その他：93件

○就職件数は**2年連続**で**過去最高**を更新している。



出典：滋賀労働局公表「障害者雇用状況の集計結果」

令和8年（2026年）7月から 障害者の法定雇用率が変更されます

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和8年7月1日から以下のように変更となります。詳しくは「管轄のハローワーク」へご確認ください。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	2026年7月以降
民間企業	2.5%（従業員数40.0人以上の事業主が対象）	2.7%（従業員数37.5人以上の事業主が対象）
国、地方公共団体等	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.7%	2.9%

雇用の分野における合理的配慮の提供は、 障害者雇用促進法に基づく事業主の義務です

合理的配慮とは

〈募集・採用時〉

- ・視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと。
- ・聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと。

〈採用後〉

- ・肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと。
 - ・知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行なったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと。
 - ・精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること など事業主には、これらの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただきます。
- 合理的配慮は障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個別性が高いものです。
- したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。

詳しくはこちら

- 事業主が障害のある労働者に合理的配慮を提供する際に、参考となる事例が紹介されています。

厚生労働省HP ▶



独立行政法人 高齢・障害・求職者
雇用支援機構HP ▶



- 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しています。

障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

専門の相談員が合理的配慮の提供や、障害を理由とする差別に関する相談を受け付けています。

滋賀県障害者権利擁護センター（健康医療福祉部障害福祉課内）

TEL：077-521-1175 FAX：077-528-4853 メール：ec0006@pref.shiga.lg.jp



滋賀県HP

障害者を雇用している企業を見たい

○パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社の企業見学

窓口：滋賀県労働雇用政策課

- ・滋賀県彦根市にある特例子会社（障害者雇用において特別な配慮を行う会社）内を実際に見学できます。

実習の受け入れをしたい

○トライワーク（就労体験）

窓口：各働き・暮らし応援センター

- ・障害者が1週間程度の実習を経験するとともに、事業主にも理解を深めてもらいます。
- ・就労体験利用者1人につき1日1,000円の謝礼が事業主に支払われます。

○障害者に対する職場実習

窓口：各ハローワーク

- ・障害者を雇用することに不安を抱いている事業主に理解を深めてもらうための職場実習を行います。
- ・障害者に原則として3日～10日の職場実習を経験してもらうことにより、作業能力の把握等に繋がります。

○障害者委託訓練事業

窓口：高等技術専門学校米原校舎

- ・障害者に1～3か月、1か月100時間程度の訓練を企業や民間教育訓練機関等に委託して実施し、雇用の促進を図ります。
- ・訓練委託先には月額64,000円（税抜）（中小企業は96,000円（税抜））を限度に委託費が支払われます。

○総合実務科の職場実習

窓口：高等技術専門学校草津校舎

- ・総合実務科では、軽度の知的障害者を対象に3年間の職業訓練を実施しており、一定期間の職場実習を行います。
- ・職場実習先には月額1,200円（税抜）の委託費が支払われます。

○特別支援学校の現場実習

窓口：各特別支援学校

- ・企業、事業所等の活動の場をお借りして、1～4週間程度の実習を行います。

○障害者職場実習等支援事業

窓口：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部

- これから障害者を雇用しようとする事業主の方や障害者雇用のノウハウをお持ちの事業主の方へ謝金等を支給します。

試行的に雇い入れたい

○トライアル雇用助成金

窓口：各ハローワーク

1 障害者トライアルコース

- ・就職が困難な障害者をハローワーク等の紹介により、原則3か月間の試行雇用（トライアル雇用）することにより、その適性や能力を見極め、継続雇用への移行のきっかけとさせていただきます。
- ・支給額は、1人につき月額最大30,000円です。
- ・有期雇用契約（原則3か月）を締結する必要があります。
- （注）精神障害者の場合は、試行雇用期間および支給額が異なります。

2 障害者短時間トライアルコース

- ・直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者または発達障害者を、ハローワーク等の紹介により短時間（10～20時間未満）の試行雇用から開始し、障害者の職場への適応状況や体調などに応じてトライアル雇用期間中に20時間以上の雇用を目指していただきます。
- ・支給額は、支援対象者1人につき、月額最大30,000円です。
- ・有期雇用契約（3か月から12か月間）を締結する必要があります。

指導のポイントや雇用管理の留意点などを教えてほしい

○ジョブコーチ（専門の支援員）による支援

窓口：滋賀障害者職業センター

- ・一定の期間、ジョブコーチが職場を訪問し、事業主や障害者に対して障害特性をふまえた職場定着に関する助言等を行います。（標準2～6か月）

○雇用管理に関する相談

窓口：滋賀障害者職業センター

- ・雇入れや職場定着に対する雇用管理上の課題解決のための相談、助言、研修等を行います。

○精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（出前講座）

- ・ハローワークから講師が事業所に出向き、障害の基礎知識や必要な配慮について教えます。



窓口：各ハローワーク

雇い入れた障害者の日常生活の相談に乗ってほしい

○就業面、生活面での支援

窓口：各働き・暮らし応援センター

- ・職場定着に向けた支援や、障害特性をふまえた雇用管理について事業所に対する助言を行います。
- ・地域生活、生活設計に関する助言を行います。

障害者を雇用したときに活用できる助成金を知りたい

○特定求職者雇用開発助成金

窓口：各ハローワーク

・障害者を雇用したとき→特定就職困難者コース

ハローワーク等の紹介により、障害者を継続して雇用する事業主に対して支給されます。

支給額および助成対象期間は対象労働者の類型と企業規模に応じて定められています。

・発達障害者・難病患者を雇用するとき→発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

障害者手帳を持たない発達障害者や難病のある方をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する事業主に対して

支給されます。支給額および助成対象期間は対象労働者の類型と企業規模に応じて定められています。

障害者の職場定着のために活用できる助成金を知りたい

○キャリアアップ助成金

窓口：滋賀労働局助成金センター

・障害者正社員化コース

障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、有期雇用労働者を正規雇用労働者（多様な正社員を含む）または無期

雇用労働者に転換する措置無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する措置のいずれかを継続的に講じた事業主に助成します。

その他の助成金について知りたい

1 障害者作業施設設置等助成金・障害者福祉施設設置等助成金

窓口：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部

作業施設、作業施設等の整備を行う事業主の方への助成金・福利厚生施設の整備を行う事業主等の方への助成金です。

2 障害者介助等助成金

雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金です。

3 重度障害者等通勤対策助成金

通勤を容易にするための措置を行う事業主等の方への助成金です。

4 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

障害者を多数継続雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成金です。（事前相談要）

5 職場適応援助者助成金

職場適応援助者による支援を行う法人または事業主の方への助成金です。

6 障害者雇用相談援助助成金

障害者雇用相談援助事業を実施する事業者が、当該事業を利用する事業主に障害者雇用相談援助事業を行った場合に、その費用の一部を助成します。

7 障害者能力開発助成金

障害者の能力開発の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う事業主の方、またはその能力開発訓練事業を運営する事業主の方への助成金です。



詳細はこちら↑

先進的な取組を行っている企業について知りたい

○障害者の雇用事例や雇用マニュアル等を紹介しています。

詳細は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。

○滋賀県内の先進的な障害者雇用の事業所名を紹介しています。

詳細は、滋賀県ホームページ「滋賀県障害者雇用優良事業所等知事表彰」をご覧ください。

○障害者雇用に関する優良な取組を行う中小事業主への認定制度について

厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取組などが優良な中小企業を認定する制度です。



税制上のメリットについて知りたい

○障害者を多数雇用するなど、障害者の雇用や就業に積極的な企業は、税制優遇制度を利用することができます。

厚生労働省のホームページ上で「障害者雇用に係る税制上の優遇措置」と入力して検索してください。

○上記制度はいずれも2026年1月現在です。

○各助成金については支給要件がありますので、まずは各窓口にお問い合わせください。

雇用関係助成金

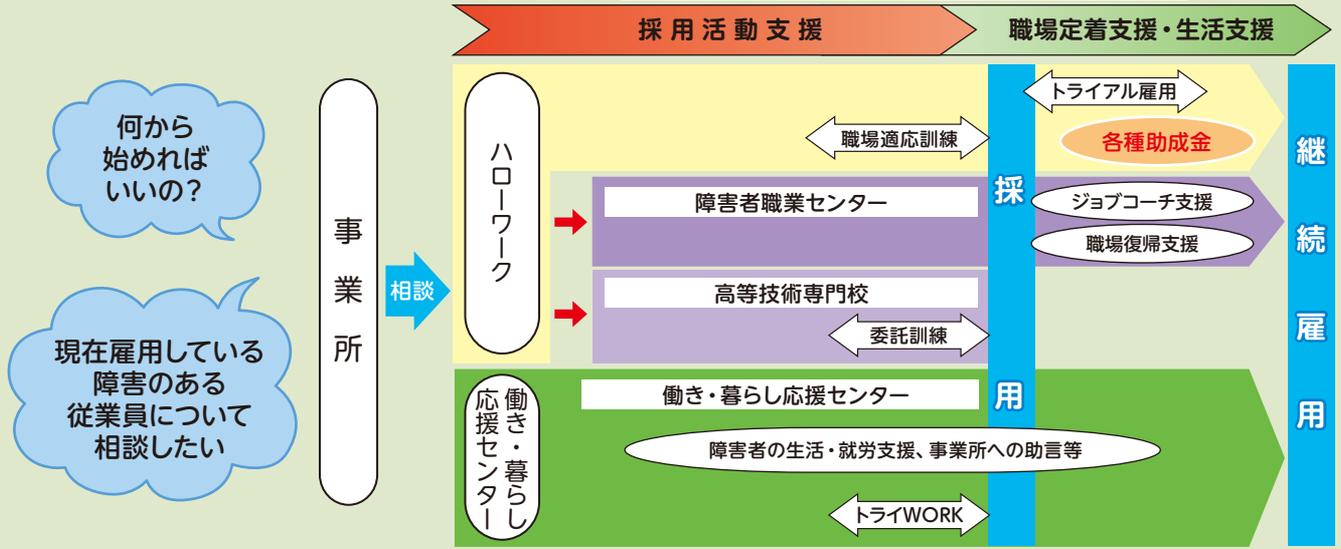
検索

厚生労働省/事業主のための雇用関係助成金



障害者雇用に関しては まずは最寄りの働き・暮らし応援センターまたはハローワークにご相談ください

障害者雇用は関係機関が連携し地域で支えます



何から始めればいいのか？

現在雇用している障害のある従業員について相談したい

各支援機関の主な役割

求人や助成金についてのご相談は...

滋賀労働局		
滋賀労働局助成金センター	大津市打出浜13-49 京都建物大津ビル4階	☎077-526-8251 助成金申請の受付・相談
ハローワーク		
大津公共職業安定所	大津市打出浜14-15	☎077-522-3773 部門コード31#
大津公共職業安定所高島出張所	高島市安曇川町末広4-37	☎0740-32-0047
長浜公共職業安定所	長浜市南高田町辻村110	☎0749-62-2030
彦根公共職業安定所	彦根市西今町58-3	☎0749-22-2500 求人関係：部門コード31# 各種助成金：部門コード32#
東近江公共職業安定所	東近江市八日市緑町11-19	☎0748-22-1020 部門コード31#
甲賀公共職業安定所	甲賀市水口町本町3-1-16	☎0748-62-0651
草津公共職業安定所	草津市野村5-17-1	☎077-562-3720 部門コード31#

定着支援や雇用管理についてのご相談は...

障害者働き・暮らし応援センター		
おおつ働き・暮らし応援センター“Hatch(はっち)”	大津市京町3-4-12アーバン21ビル4階	☎077-522-5142
湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく	草津市大路二丁目11-15	☎077-567-1120
甲賀地域働き・暮らし応援センター	甲賀市水口町暁3-44	☎0748-63-5830
東近江 圏域働き・暮らし応援センター“Tekito- (テキトー)”	近江八幡市上田町1288-18 2階	☎0748-36-1299
働き・暮らしコトー支援センター	彦根市大藪町2638番地	☎0749-21-2245
はたらき・くらし応援センターこほく	長浜市地福寺町4-36 長浜市民交流センター内	☎0749-64-1216
湖西地域働き・暮らし応援センター	高島市今津町住吉二丁目11-2	☎0740-22-3876

障害福祉サービス事業所や障害者雇用企業との連携についてのご相談は...

NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター		
NPO法人 滋賀県社会就労事業振興センター	草津市大路2-11-15	☎077-566-8266

新規雇入れや定着支援および雇用管理、ジョブコーチ支援や助成金についてのご相談は...

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部			
滋賀障害者職業センター	草津市野村2-20-5	☎077-564-1641	職業相談・ジョブコーチ支援・事業主支援・職場復帰支援
高齢・障害者業務課	大津市光が丘町3-13	☎077-537-1214	助成金申請の受付・相談

訓練修了者の採用についてお考えの方は...

滋賀県立高等技術専門学校			
テクノカレッジ米原	米原市岩脇411-1	☎0749-52-5300	職業訓練
テクノカレッジ草津	草津市青地町1093	☎077-564-3296	

発行者：滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 産業ひとづくり推進室 ☎077-528-3759